

ALPS賠償の取組状況

- ALPS処理水放出に伴い風評被害が発生した場合は、2022年12月に公表した賠償の基本的な考え方を踏まえ、適切に賠償させていただきます。
- 外国政府からの禁輸措置等により国内の事業者さまに輸出に係る被害が発生した場合は、適切に賠償させていただきます。
- 10月2日より請求書の発送のご依頼を受付開始し、11月20日から順次、請求書を発送させていただき、ご請求の受付を開始します。既に被害が発生しているとお申し出をいただいた場合は、個別にご事情をお伺いして対応させていただきます。
- お問い合わせについては、引き続き、以下の「ご相談専用ダイヤル」等でご対応させていただくとともに、ALPS処理水放出に関する損害賠償に関する「専用ページ」を当社ホームページに開設いたしました。

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償ご相談専用ダイヤル

0120-429-250

受付時間 午前9時～午後7時(月～金[除く休祝日])

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償に関する専用ページ

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/alps/index-j.html

※「専用ページ」ではご請求に関するよくあるご質問等を掲載しております。

※専用ダイヤルにお電話いただいた際は、自動音声で「専用ページ」をご案内させていただきます。

